

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)人件費		
内容	事務所賃借料 (令和7年10月分)		
年月日	令和7年10月1日~令和7年10月31日	金額	44,082円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借		
使途	10月分賃借料		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<<領収書貼付枠>> 88,000 (賃借料) + 165 (手数料) = 88,165			

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座 XXXXXXXXXX

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	取引	摘要
002	09月30日分	88,165円		出金	お支払 ¥165

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	88,165円	1/2 %	44,082円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 10 月分 】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 中沢 公彦)

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	4,904円
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名			

≪領収書貼付枠≫ 支払者: 中沢公彦 ①10/2 4,955 円 ②10/19 4,853 円

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,808円	1/2 %	4,904円

①



納品書(領収書)

メガベトロ株式会社
ペトラス浜松市野店
浜松市中央区天王町字諏訪1981-3
TEL:053-411-6733
登録番号: T1040001007469

2025/10/02(木)14:27 2025/10/02

提携クレジット 様

3099 200000
レギュラー ¥4955
29.67L,コ @167 L- 6 N-17
(内ガソリン税 @53.8 ¥1596)
(値引内訳)
割引パスワード @3円/L引

合計 ¥4,955
(内税分消費税 ¥450)
(内税10%対象 ¥4955)
(内税10%消費税 ¥450)

承認No. 0007793228
支払方法 一括
事前OK OK
端末処理通番 17544
端末識別番号 9597000080152 IC

※本書保管上のお願ひ
財布・手帳等にはさんで保管頂く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願ひ致します。

No.7884 担当:浜松市野店 01

②



納品書(領収書)

メガベトロ株式会社
ペトラス浜松市野店
浜松市中央区天王町字諏訪1981-3
TEL:053-411-6733
登録番号: T1040001007469

2025/10/19(日)09:29 2025/10/19

提携クレジット 様

8602 200000
レギュラー ¥4853
29.59L,コ @164 L- 4 N-11
(内ガソリン税 @53.8 ¥1592)
(値引内訳)
割引パスワード @3円/L引

合計 ¥4,853
(内税分消費税 ¥441)
(内税10%対象 ¥4853)
(内税10%消費税 ¥441)

承認No. 0007705341
支払方法 一括
事前OK OK
端末処理通番 10970
端末識別番号 9597000080152 IC

※本書保管上のお願ひ
財布・手帳等にはさんで保管頂く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願ひ致します。

No.5268 担当:浜松市野店 01

支出証拠書


(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース代 (令和7年10月分)		
年月日	令和7年10月1日～令和7年10月31日	金額	26,030円

目的	政務活動を行うための自動車リース
使途	10月分リース代
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

52,470 (月額リース料) - 410 (自動車重量税月額) = 52,060

		普通預金 (兼お借入明細) * 差引残高欄の金額頭部の「-」はお借入残高を表します。		9
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2	D			
3	D			
4	C			
5	D 7-10-2	52,470	トヨタ貸付金 (加)	
6				
7				

案分の理由 私用専用車保有のため 政務活動、後援会活動で 案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	52,060円	1/2 %	26,030円

整理番号	3-3-10-5
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入代		
年月日	令和7年10月8日～令和 年 月 日	金額	1,198円

目的	政務活動に係る事務の遂行に要する経費	
使途	事務用品購入	
政務活動・ 県政との 関連性	—	
<<領収書貼付枠>> クリヤーポケット、のり、クリアブック 購入		
払込受領証 (お客様控え)		
収納代行会社 ウェルネット株式会社 カウネット担当販売店: 株式会社アルファライズ		
払込人名: 中沢きみひこ事務所 様		
ご請求年月 2025年09月度 請求書番号 [REDACTED]		
お買上合計 ¥6,656 消費税 ¥565 合計請求額 ¥6,221		
受領印 収入印紙 (コンビニエンスストア 取納用) 25-10-8 領日印		
代行会社ウェルネット(株)		

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,396円	1/2 %	1,198円

カウネットご請求書

2025年 09月度



435-0052
静岡県浜松市東区
天王町1505-1

中沢きみひこ事務所 御中

担当販売店

株式会社アルファライズ 3-3-10-5
150-0011
東京都渋谷区
東一丁目26番20号東京建物東渋谷ビルディング
14階
カウネットお客様センター
カウネット担当: [Redacted]
TEL 03-5050-0045 FAX 050-3383-4659
00017169 (00030474)
適格請求書発行事業者番号 T3011001044148

TEL 053-411-5551 FAX 053-411-5552
この度はお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。
下記の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求金額 ￥6,221

10%対象金額: ￥6,221 発行日 2025/10/01
8%対象金額: ￥0 対象期間 2025/09/01~2025/09/30
請求書番号 [Redacted]

月別	ご注文番号 商品番号	ご注文者様名 商品名	数量	税込単価	税込金額	伝票番号 備考	税率
09/03	0082449657	ご注文者 [Redacted]				3328174935	
	4248-1331	名刺ファイル差替式A4縦 30穴300名 桃	1	1,071	1,071		10.0
	4217-6237	名刺ファイル用リフォルム 20枚	2	727	1,454		10.0
	3663-1995	スティックのり Sサイズ10g	3	84	252		10.0
	5018-9021	クリアーポケット A4縦 30穴 中紙なし 20枚	2	353	706		10.0
		小計			3,483		
09/29	0082718995	ご注文者 [Redacted]				3328348494	
	5052-8578	香典袋 略式仏多当 御霊前 30枚 中袋付	2	650	1,300		10.0
	4248-0501	マニュアルクリアーブック (差替式) 紫	1	1,085	1,085		10.0
	5018-9021	クリアーポケット A4縦 30穴 中紙なし 20枚	1	353	353		10.0
		小計			2,738		
		合計			6,221	(税抜金額: 5,656, 消費税額等: 565)	
		10%対象合計			6,221	(税抜金額: 5,656, 消費税額等: 565)	
		8%対象合計			0	(税抜金額: 0, 消費税額等: 0)	

※ 備考欄にエコロジー対応商品、軽減税率対象商品の分類を表示しております。
 エコマーク商品 エコ商品ねっと掲載商品 グリーン購入法適合商品
 まとめてエコ配送商品 軽減税率対象商品

お支払方法	ゆうちょ銀行振替/コンビニ支払	お支払日	2025/10/25
*****	***** 払込票が同封されています。 ご確認下さい。	*****	

「お支払は同封の専用払込票をご利用ください。」

ポイント確認(詳細はマイページへ)	
08月末保有ポイント	[Redacted]
09月ご獲得ポイント	[Redacted]
09月ご利用ポイント	[Redacted]
09月末保有ポイント	[Redacted]

※ 2025年12月末に153Ptが失効予定

◆クレジットカード支払に関する重要なお知らせ◆
クレジットカードのブランド(VISA等)によるルール変更により、3Dセキュア(本人認証サービス)の認証必須項目が追加されました(クレジットカード会社に登録している「メールアドレス」)その為、従来のカード情報に加えて「メールアドレス」が入力必須となります。 *利用前にカード会社の3Dセキュア(本人認証サービス)に登録を済ましていただきますようお願いいたします。 *2024年10月28日より適用されています。


※「ウェルネット株式会社」は請求書発行業務及び代金収納業務を代行しております。

お知らせ欄
 【Webもお得情報満載】毎週火曜・金曜にWeb限定ポイント2倍デー開催中!
 【お得情報】カウネットのお知らせメールは登録されていますか?値下げやクーポンなど、お得情報をお届けいたします!
 【まとめてエコ配送】対象商品をまとめて1万円(税込)以上Webでご注文いただくと、対象商品のご注文金額から1.0%割引!

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 人件費		
内容	水道料金・下水道使用料 10月 分		
年月日	令和7年10月10日～令和 年 月 日	金額	2,102円

目的	政務活動を行うための事務所の水道料金・下水道使用料																							
使途	10月請求分使用料																							
政務活動・ 県政との 関連性	—																							
<<領収書貼付枠>>	水道料金・下水道使用料・下水道利用料金 納付書兼領収証書 ㊤ 00840-8-960641 浜松市水道事業及び下水道事業管理者 使用場所 中央区天王町1505-1 中沢 公彦 様 (中沢公彦事務所)																							
	<small>消費税相当額の再掲です</small>																							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>お客様番号</th> <th>年月</th> <th>区分</th> </tr> <tr> <td>■■■■■■■■■■</td> <td>R 7. 10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <th>井戸人員</th> <th>水道使用水量</th> <th>汚水排出量</th> </tr> <tr> <td>13 1 有</td> <td>***</td> <td>5 m³ 5 m³</td> </tr> </table>			お客様番号	年月	区分	■■■■■■■■■■	R 7. 10	0	井戸人員	水道使用水量	汚水排出量	13 1 有	***	5 m ³ 5 m ³									
	お客様番号	年月	区分																					
	■■■■■■■■■■	R 7. 10	0																					
	井戸人員	水道使用水量	汚水排出量																					
	13 1 有	***	5 m ³ 5 m ³																					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">水道</td> <td>期間</td> <td colspan="2">R 7. 8. 13 ~ R 7. 10. 9</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>1,542 円 (</td> <td>140 円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道</td> <td>期間</td> <td colspan="2">R 7. 8. 13 ~ R 7. 10. 9</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>1,928 円 (</td> <td>175 円)</td> </tr> <tr> <td>利用料金</td> <td>734 円 (</td> <td>66 円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td colspan="2">4,204 円</td> </tr> </table>			水道	期間	R 7. 8. 13 ~ R 7. 10. 9		料金	1,542 円 (140 円)	下水道	期間	R 7. 8. 13 ~ R 7. 10. 9		使用料	1,928 円 (175 円)	利用料金	734 円 (66 円)	計		4,204 円	
	水道	期間	R 7. 8. 13 ~ R 7. 10. 9																					
		料金	1,542 円 (140 円)																				
下水道	期間	R 7. 8. 13 ~ R 7. 10. 9																						
	使用料	1,928 円 (175 円)																					
	利用料金	734 円 (66 円)																					
計		4,204 円																						
()内は消費税・地方消費税相当額の再掲です。 「下水道使用料」「下水道利用料金」については、裏面の説明をご覧ください。																								
収入印紙不要																								
領収日付印 																								
納期限 令和 7年10月31日 上記の金額を領収しました。 浜松市上下水道部出納取扱金融機関等 浜松市指定金融機関等 コンビニ収納代行 領電算システム 領収印のないもの、金額を訂正したものは無効です。 納付者保管 202510090660205 PR066																								

⇒ 25.10.10

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,204円	1/2 %	2,102円

整理番号	3-3-10-7
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告会案内 郵送代		
年月日	令和7年 10月 16日～令和 年 月 日	金額	103,180円

目的	県政に関する政策等の広報活動に要する経費	
用途	郵送	
政務活動・ 県政との 関連性	議会、地域課題への取組みなどを県民に報告する	
<<領収書貼付枠>> 支払者：中沢公彦		

領収書

様


[別納引受]
第一種定形
@110

938通	¥103,180	
小計		¥103,180

郵便物引受合計通数	938通	
課税計(10%)	¥103,180	
(内消費税等(10%))	¥9,380	
非課税計	¥0	

△合計	¥103,180	
お預り金額	¥110,180	
おつり	¥7,000	

印紙税申告納
 付につき趣町
 税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 登録番号 T1010001112577
 取扱日時：2025年10月16日 11:32
 発行No. 251016A5002 端N45箱11
 連絡先：浜松東郵便局
 TEL: 0570-024-779

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	103,180円	/	103,180円
		100%	

活動概要書 (県政報告会)

令和7年10月31日

会派名・議員氏名 自民改革会議 中沢公彦

活動名	県政報告会の開催			
活動概要	1 開催日時	令和7年11月26日(水) 18:00~20:00 (予定)		
	2 場所	ホテルクランパレス浜松 芙蓉の間		
	3 参加者	地元企業、関係団体、県民		
	4 内容	未定		
経費	項目	政務活動費支出額	領収書番号	内容
	郵送代	103,180	3-3-10-7	案内郵送代
	申込フォーム	3,300	3-3-10-18	HPからの受付申込ページ作成
	合計	106,480		
備考	※ 添付書類: 案内状・会議資料・会議次第			

* 本概要書は、「県政報告会の開催」を行った場合に提出する。

令和7年10月吉日

各位

静岡県議会議員
中沢公彦

県議会議員 中沢公彦 県政報告会のご案内

拝啓 秋冷の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
自民党総裁に高市早苗先生が就任されました。初の女性総裁です。大いなる期待を持って新しい時代を迎えたいと思います。自民党は、常に日本国と国民のために大衆と歩む政党でなければなりません。原点に立ち返り政策を打ち出すことが肝要です。私も地元密着地域連携の初心を忘れず政務に邁進してまいります。
県政の現状と未来について皆様にご報告をさせていただきたく、このたび「令和7年度県政報告会」を開催する運びとなりました。つきましてはご多用中誠に恐縮に存じますが、ぜひご出席を賜りますようお願い申し上げます。 敬具

記

- 日 時 令和7年11月26日(水) 開会18:30 受付18:00~
■場 所 ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間
■会 費 6,000円

- アルコール飲料のご用意がございますので公共交通機関をご利用いただくなど
飲酒運転防止の徹底をしていただきますようお願いいたします
○発熱や風邪の症状等、体調がすぐれない方の入場はご遠慮ください
○状況により内容等の変更をする場合がございますのでご了承ください

※ご出席いただける場合 下記ご記入の上11月10日(月)までにFAX(053-411-5552)
にてお知らせください

★右記QRコード申込フォームからも出席の回答を受け付けております
その場合はこちら用紙での返信は不要です(当日名刺のご提出をお願いします)



【問合せ】静岡県議会議員 中沢公彦事務所 Ⅱ:053-411-5551

【11/26 中沢公彦県政報告会】 返信FAX:053-411-5552

貴社名

ご芳名

ご住所

ご連絡先

※お手数ですがご来場の際に本状または名刺を受付にご提出ください

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議 中沢公彦)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	議員インターシッ プ 議員会費 (夏期プログラム 8月~9月)		
年月日	令和7年10月17日~	年月日	金額 44,165円

会の趣旨・目的	社会の見聞を深め参政の重要性を認識し、主体的に生きていくことの出来る人材を輩出することを目的とする「議員インターンシッププログラム」。「政治」は社会をあらゆる側面から支え国家の仕組みを定めることであり、その「政治」を担う主体である「議員」の仕事を体験することは、様々な分野を広く見渡し包括的にとらえることのできる貴重な機会である。また若者の政治への興味関心を喚起することは教育という枠を超えた大きな社会的意義をもち、若者の政治離れの抑制力になる。
会の活動内容等	・インターンシップ・コーディネート ・地域活性化に関する諸フォーラム・セミナーの開催 議員とともに行動することでその仕事や思い、政治と社会のつながりを知ることができる体験学習プログラム
政務活動・県政との関連性	NPO 法人からの依頼を受け、大学生二人をインターンとして受け入れる。 県議会傍聴、県庁視察、各地における県事業の現場視察、政治に関するレクチャー等を実施し、社会に対する問題意識を自覚し、政治、行政の現実を知ってもらう
<<領収書貼付枠>> 44,000円+165円(手数料)=44,165円	
※ 添付書類：団体概要・議員会費規約	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため全額充当する	44,165円	/	44,165円
		100%	

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座



番号	日付	お支払い金額	お預り金額	取引	摘要
001	10月17日分	44,165円		出金	トビトツト¥165
合計					
残高					

10月17日 09時20分時点

前の20件 次の20件

トップページへ

領収証

中沢 公彦 様

NO. 55374

¥44,000-

但し 議員会費として
令和7年10月17日 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥4,000-

現金

小切手

特定非営利活動法人ドットジェーピー

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオアシス麹町



若者と政治を結ぶ

NPO 法人ドットジェイピー

団体概要

「私もできる」を、私達がつくる。

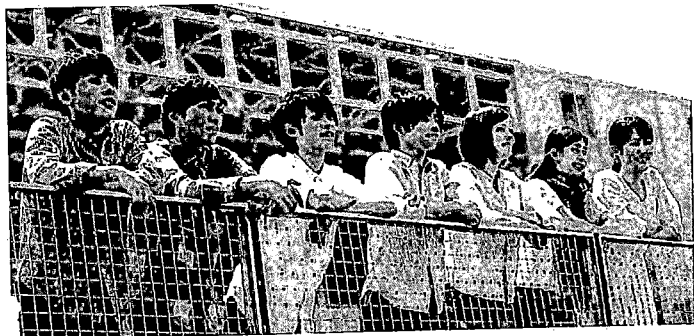
思い込みでも、勘違いでもいい。この国を、世の中を、もっとよくしたい、
その気持ちと行動さえあれば、誰だって世界を変える立役者になれる。

だから、ドットジェイピーはつくりたい。

各界のスペシャリストや仲間とつながることで、「私もできる」と思える、たくさ
んの瞬間を。

そして、あなたが世の中の課題を改善へと導く未来を。

期待してほしい、想像を超えていく自分に。



ドットジェイピーは、若者の社会参画と若年投票率の向上を目的として活動する NPO 法人です。全国 34 拠点で約 500 人の大学生スタッフが中心となり、春期(2月~3月)と夏期(8月~9月)の年2回、学生を対象としたインターンシッププログラム(議員・グローバル・NPO)を提供し、また若年層向け政策コンテストを実施しています。

これまでのインターンシッププログラム参加者数は、議員事務所のべ2,944事務所、大使館やNPOなど996機関、学生のべ46,454名となっています。(※2025.3.31.現在)

なお、ドットジェイピーは中立的な団体であり特定の政党を支持するものではありません。

概要

団体名称	特定非営利活動法人ドットジェイピー
通常表記	NPO 法人ドットジェイピー
英文表記	Dot-jp Nonprofit Organization
創業	1998年2月14日
法人設立	2000年11月22日

3-3-10-8

事業内容

1. インターンシップ・コーディネート事業
2. 地域活性化に関する諸フォーラム・セミナーの開催
3. 広報事業

目的

- ・ 大学生を主とした不特定多数の人に、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長(以下「議員」という。)、特定非営利活動法人など各種団体、行政機関および駐日外国公館などの公的団体のもとでのインターンシップを通じて実務研修を行わせ、もって社会学習の機会を付与し、社会教育の推進を図ること。
- ・ 国民の社会に対する興味を喚起し、もって議員選挙の投票率の向上を図ること。

前記の目的を達成するため、以下の種類の特定非営利活動を行う。

1. 社会教育の推進を図る活動
2. 情報化社会の発展を図る活動

所在地

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-10-2

プレミアムオフィス麹町 304

TEL0120-098-214 (平日:月~金・10:00~17:00)

FAX03-6272-3556



MEMBERSHIP CONTRACT 会員規約

ドットジェイピー 議員会員規約

第1条(総則)

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー(以下「ドットジェイピー」といいます)の議員会員資格、入会手続、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条(議員会員)

- 1.本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
- 2.議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
- 3.議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条(議員会員区分)

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員
- (2) 都道府県議会議員会員：都道府県議会議員の職にある議員会員
- (3) 政令指定都市議会議員会員：政令指定都市議会議員の職にある議員会員
- (4) 市区町村議会議員会員：市区町村議会議員の職にある議員会員
- (5) 首長会員：都道府県または市区町村の長の職にある議員会員

第4条(入会手続)

- 1.議員会員となる者とする者は、所定の申込書を提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います(以下当該申込みをした者を「申込者」といいます)。
- 2.ドットジェイピーは、前項の申込書を受領後、申込者の入会を承認するか否かを検討し、承認する場合には、当該申込者を議員会員名簿に登録します。なお、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しない場合、その理由について一切開示義務を負いません。
- 3.申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
- 4.議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条(議員インターンシッププログラム)

- 1.議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。

- 2.議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに(以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます)、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
- 3.議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
- 4.議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第6条(議員会員費)

- 1.議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。
 - (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：金55,000円(税込)
 - (2) 都道府県議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (3) 政令指定都市議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (4) 市区町村議会議員会員：金33,000円(税込)
 - (5) 首長会員：金55,000円(税込)
- 2.議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
- 3.ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。

第7条(遵守事項)

- 1.議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り得た、ドットジェイピーに関する情報、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報、その他一切の情報を、ドットジェイピーの議員会員として使用するのに必要な範囲を超えて使用してはならず、また第三者に開示または漏洩してはなりません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
- 2.議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。
- 3.議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金銭を交付してはなりません。
- 4.議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはなりません。
- 5.議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生をして、ドットジェイピーに対しその旨届けさせなくてはなりません。
- 6.議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはなりません。
- 7.議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。
- 8.議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)に独自に接触してはなりません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条(退会)

- 1.議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。

3-3-10-8

- 前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイビーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。
- 議員会員が、辞職、衆議院の解散その他の事由により議員等の職を失った場合、当該議員会員は、当然にドットジェイビーを退会したものとします。

3-3-10-8

第9条(議員会員資格の停止)

- 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイビーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります(なお、申込者の入会を承認するか否かは、ドットジェイビーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイビーは、申込者の入会を承認しないことができます。)。
 - 虚偽の事実を述べた場合
 - 議員会員費、その他ドットジェイビーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイビーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合
 - 本規約、その他ドットジェイビーが定める諸規程に違反した場合
 - ドットジェイビー、ドットジェイビーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイビーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合
 - ドットジェイビー、ドットジェイビーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイビーの関係者等の名義または信用を傷つける行為をした場合
 - 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為(物品の販売等を含みます)、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合
 - 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合
 - その他、ドットジェイビーの議員会員資格を与えることが適当でない場合
- 前項より議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイビーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。
- 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

第10条(著作権等)

議員会員は、ドットジェイビーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイビーが特に認めた場合を除き、ドットジェイビーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。

第11条(変更の届出)

- 議員会員は、住所、連絡先その他の届出事項に変更を生じた場合、電子メールまたは郵便にて、速やかにドットジェイビーに対し、その旨届け出るものとします。
- 前項の届出の懈怠により、ドットジェイビー、インターン生または第三者等に損害を与えた場合、議員会員は、その損害を賠償するものとします。
- 第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイビーは一切責任を負わないものとします。

第12条(トラブル等)

- 議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイビーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイビーに報告を行うものとし、ドットジェイビーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイビーに対し、何らの負担をかけないものとします。
- 議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイビーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイビーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条(損害賠償義務)

- 議員会員は、故意または過失により、ドットジェイビー、ドットジェイビーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイビーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。
- 議員会員の事情により、インターン生が職員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイビーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイビーに支払うものとします。

第14条(地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して賃権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条(その他)

- ドットジェイビーは、議員会員の職員インターンシッププログラムの活動状況等を、同意を得て、写真またはビデオ撮影することができるものとします。
- ドットジェイビーは、議員会員の氏名、会員区分(職員又は首長の区分)、所属政党、役職、経歴、写真及びビデオ等を、同意を得て、ドットジェイビーのホームページ、パンフレット、雑誌、新聞、活動報告書等、社内及び社外向け広報活動に用いることができるものとします。
- ドットジェイビーは、ドットジェイビーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
- ドットジェイビーは、議員会員に対し、ドットジェイビーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
- ドットジェイビーは、議員会員に対し、ドットジェイビーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条(規約の変更)

ドットジェイビーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。当該変更後、議員会員が職員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更に同意したものとみなします。

第17条(協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイビーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条(管轄裁判所)

ドットジェイビーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

- 本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。
- 平成26年7月1日 改訂・適用
 - 平成27年3月1日 改訂・適用
 - 平成29年3月1日 改訂・適用
 - 平成30年3月1日 改訂・適用
 - 平成31年3月1日 改訂・適用
 - 令和元年10月1日 改訂・適用

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	東京 ルートインジャパン(株)訪問		
年月日	令和7年10月20日	～令和 年 月 日	金額 16,880円

目的	打合せ
使途	交通費 (新幹線: 浜松⇄東京)
政務活動・ 県政との 関連性	マリアナ諸島サイパンでの様々な交流事業や静岡空港就航へ向けた現状と課題の説明

《領収書貼付枠》
別添: 県外調査概要書

領 収 書

Receipt _____ 様

領収年月日 2025.10.20 登録番号: T3180001031569

金額 ¥8,440 (消費税等込み) 税10%

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類
(20436 1枚)
東海旅客鉄道株式会社
浜松駅MV6発行 30437-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領 収 書

Receipt _____ 様

領収年月日 2025.10.20 登録番号: T9011001029597

金額 ¥8,440 税10%

〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類
(10288 1枚)
東日本旅客鉄道株式会社
大井町駅VF-5発行 20289-01

印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	16,880円	/	16,880円
		100%	

様式第2号

県外調査概要書

令和7年10月20日

会派名・議員氏名 自民改革会議 中沢公彦



目的	マリアナ諸島サイパンでの様々な交流事業や静岡空港就航へ向けた現状と課題の説明
年月日	令和7年10月20日
場所	東京都品川区大井 ルートインジャパン(株)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行程 浜松⇄東京(品川区大井) 往復 ○ 応対者 ルートインジャパン(株) 専務取締役 ████████ 氏 ○ 聴取内容 / 県政への反映 ルートインは、サイパンにてグランヴィリオホテルサイパンを運営している。日本人観光客の大幅な減少により宿泊客は少ないが、日本と北マリアナサイパンにおける歴史を鑑み今後も経営していくということであった。 こちらとしては静岡産業大学と北マリアナ大学との留学連携や静岡県ブレイクダンス協会と北マリアナ大学との留学連携等、語学やスポーツ交流の深化を実現しつつ交流を深め将来の就航に向けた取り組みを一歩ずつ進めたい。 その交流に協力と理解をいただくためのミーティングを行った。 非常に好意的に受け止めていただき、今後の協力と情報交換をしていくことになった。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 中沢 公彦)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁 健康福祉部、教育委員会打合せ		
年 月 日	令和 7年 10月 23日	～令和 年 月 日	金 額 4,020円

目 的	打合せ
使 途	交通費 (有料道路通行料 : 浜松⇄静岡)
政務活動・ 県政との 関連性	各部署それぞれが抱える課題確認、今後の対策の調整
<<領収書貼付枠>>支払者：中沢公彦	
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 浜松 料金所(至) 静岡 25年10月23日 9時48分 <hr/> 通行料金 ¥2,010- (ETCレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A25510-237703-156727 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 静岡 料金所(至) 浜松 25年10月23日 14時11分 <hr/> 通行料金 ¥2,010- (ETCレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A25510-237714-393129 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,020円	100%	4,020円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	通信費 電話・光回線 (令和7年10月分)		
年月日	令和7年10月24日～令和 年 月 日	金額	3,496円

目的	政務活動を行うため電話・光回線使用料																
使途	10月請求分通信費																
政務活動・ 県政との 関連性	—																
<領収書貼付枠> 7,983-440 (ナンバーディスプレイ使用料) -550 (ボイスワープ) =6,993																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: top; font-size: small;"> ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側之様をお出しください。上記以外でお支払いの場合は、切り取り取らないでください。 </td> <td style="padding: 5px;"> 電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 申沢きみひこ事務所 様 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;"> お客様番号 [REDACTED] </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;"> 2025年10月ご請求分 金額(円) ¥7,983- </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;"> 受取人 NTTファイナンス株式会社 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;"> お問合せ先 (無料) 0800-3335550 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;"> 領収日 附印 25.10.24 [REDACTED] </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;"> 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様 </td> </tr> </table>				ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側之様をお出しください。上記以外でお支払いの場合は、切り取り取らないでください。	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 申沢きみひこ事務所 様		お客様番号 [REDACTED]		2025年10月ご請求分 金額(円) ¥7,983-		受取人 NTTファイナンス株式会社		お問合せ先 (無料) 0800-3335550		領収日 附印 25.10.24 [REDACTED]		収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様
ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側之様をお出しください。上記以外でお支払いの場合は、切り取り取らないでください。	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 申沢きみひこ事務所 様																
	お客様番号 [REDACTED]																
	2025年10月ご請求分 金額(円) ¥7,983-																
	受取人 NTTファイナンス株式会社																
	お問合せ先 (無料) 0800-3335550																
	領収日 附印 25.10.24 [REDACTED]																
	収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様																

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,993円	1/2 %	3,496円



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	053-411-5551	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年10月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 XXXXXXXXXX)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆053-411-5551			
◇N.T.T.西日本ご利用分			
7,983	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
	1,290	光はじめ割	2025年01月より前の解約は解約金がかかりません (左記満了月で提供終了) 合 算
	500	ひかり電話 (基本料)	9月 1日～ 9月30日 合 算
	× 400	ナンバー・ディスプレイ使用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
	× 500	ボイスワープ使用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
	400	複数チャンネル使用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
	100	追加番号使用料	9月 1日～ 9月30日 合 算
	520	ひかり電話 (通話料)	9月 1日～ 9月30日 合 算
	720	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	9月 1日～ 9月30日 合 算
	8	ユニバーサルサービス料他	9月 1日～ 9月30日 2番号分 合 算
	725	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	7,983	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2025年4月利用料分から2026年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (N.T.T.東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

3-3-10-11

支出証拠書


(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 人件費		
内容	事務所電気料金 (令和7年10月分)		
年月日	令和7年10月30日～令和 年 月 日	金額	4,361円

目的	政務活動を行うための事務所の電気料金
用途	10月請求分電気料金
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

電気料金 17,176 円のうち事務所使用量料金 8,723 円

		普通預金 (兼お借入明細) *差引残高欄の金額頭部の「-」はお借入残高を表します。		1
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12	D 7-10-30 電気料金	17,176		

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,723円	1/2 %	4,361円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	HP管理費 (令和7年10月分)		
年月日	令和7年10月31日～令和 年 月 日	金額	4,400円

目的	県政に関する政策等の広報活動に要する経費
使途	10月分管理費
政務活動・ 県政との 関連性	HPを通じてより多くの県民に活動を知ってもらい、情報を共有することができる
《領収書貼付枠》	

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座 XXXXXXXXXX

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	取引	摘要
001	10月31日分	8,800円		出金	仮加算

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,800円	1/2 %	4,400円

NO. [REDACTED]

2025年 10月 25日

御 請 求 書

中沢公彦 様

Imacro Co.,

株式会社 **イマクロ**

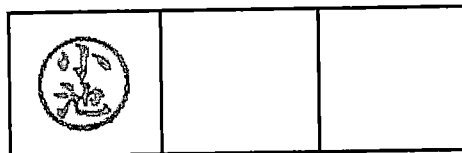
〒435-0006 静岡県浜松市中央区下石田町1-16

TEL 053-422-7000

登録番号 T3080401028126

担当者 小池 敏彦

下記の通り、ご請求申しあげます。



合計金額 ¥8,800

品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ホームページサーバレンタル費用	1ヶ月	8,000	8,000	
合計(税無)			¥8,000	
消費税(10%)			¥800	
総計(税込)			¥8,800	

備考:

振込先: 静岡銀行ささがせ支店(普) 0480639 イマクロデザイン 小池敏彦

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費) 事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (令和7年10月分)		
年月日	令和7年10月1日～令和7年10月31日	金額	10,700円

目的	政務活動のために必要な新聞の購読料
使途	10月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	国政、県政、市政を知る情報ツールの一環

《領収書貼付枠》

領 収 証

支店 02 区域 205 店舗 No. 250 XXXXXXXXXX **中沢公彦事務所** 様

※は軽減税率対象です

品名	部数	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
※中日新聞朝刊	1	3,300		10,700 円
※読売新聞朝刊	1	4,100		
※静岡新聞朝刊	1	3,300		
10%対象 0		(内消費税 0)		2025 年 10 月分
8%対象 10,700		(内消費税 793)		
領収致しました。				年 月 日

(株) コデラ
浜松市中央区薬師町8

登録番号: T5080401011492
本店 421-0220
0120-73-0220

係

ご開読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由 後援会では別途購入し ているため全額充当	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,700円	100%	10,700円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費) 事務費・事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読料 (令和7年10月分)		
年月日	令和7年10月1日～令和7年10月31日	金額	1,934円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
用途	10月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	広く社会情勢を把握し、静岡県の方針に反映させる

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領収証
中沢きみひこ事務所 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2025年10月分(10/01～10/31)領収日 月 日
領収金額 ¥1,934


品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

消費税 0円
消費税 1,934円
消費税 143円
0円

※は軽減税率対象品目です。

販売店
住所
TEL
お申込No.

登録番号: 17810691230485




案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,934円	/	1,934円
		100%	

整理番号	3-3-10-18
------	-----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	HP機能追加 県政報告会受付ページ		
年月日	令和7年10月31日～令和 年 月 日	金額	3,300円

目的	県政に関する政策等の広報活動に要する経費
使途	申込フォーム (機能追加代)
政務活動・ 県政との 関連性	議会、地域課題への取組みなどを県民に報告する
<<領収書貼付枠>> 	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,300円	100%	3,300円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座



番号	日付	お支払い金額	お預り金額	取引	摘要
002	10月31日分	3,300円		出金	イカダデザイン

10月31日 10時03分時点

前の20件 次の20件

トップページへ

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費 <u>資料作成費</u> ・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機使用料 (令和 7 年 10 月分)		
年 月 日	令和 7 年 11 月 5 日～令和 年 月 日	金 額	1,838円

目 的	政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
使 途	10月請求分使用料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動に係る資料、データ、作成書類などを印刷、場合によっては配布することで紙媒体資料とし手にとりよりわかりやすくひろげることができ、確認し合うことができる (FAX 受信の資料も含む)
<<領収書貼付枠>> ※口座振替「UCカード」と表示	

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,676円	1/2 %	1,838円

3-3-10-19



普通預金 (兼お借入明細) *差引残高欄の金額頭部の「-」はお借入残高を表します。

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16	D 7-11- 5		3,676 UCカート	
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

【ご説明】

- 証券類のご入金については、摘要欄に「他券とお支払ができる予定日」を表示いたします。なお、お支払可能時刻は、上記日付の午後となります。
(証券類の種類によって時刻は異なります)
- 摘要欄に「*A D*」、「*C D*」等の「* *」のついた取引については再記憶いたします。



正山反射炉

請求書 (2025年10月5日発行) 00001/00004

6LJN

XC303362

435-0052

静岡県浜松市東区天王町1505-1

静岡県議会議員 中沢公彦

御中

3-8-10-19

お得意様コード:

435-0051

浜松市中央区市野町2565番1

(登録番号:T1040001008905)

シャープマーケティングジャパン株式会社

浜松出張所



取引先コード:

お問合せ先

浜松出張所

TEL:054-344-5621

FAX:054-345-6773

請求書番号

毎々格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当月請求金額は下記の通りとなっておりますので、ご照合のうえお支払願います。

万一、内容にご不明な点がございましたら、右記問合せ先迄ご確認下さい。

(単位:円)

前月請求金額	前月お支払金額等	前月お支払残	当月お買上金額	当月請求金額
0	0	0	3676	3676

<当月請求金額に対するお支払方法>

(単位:円)

当月請求金額	現金	お支払期日(手形・期日確定)			
	2025年11月5日	年月日	年月日	年月日	年月日以降
3676	3676				

<当月お買上金額の内訳>

(単位:円)

当月お買上金額 (税抜)	消費税等	当月お買上金額
3342	334	3676

<期日確定残高の内訳>

(単位:円)

お支払日	お支払確定額	支払方法
合計		

<前月お支払金額等の内訳>

(単位:円)

お支払金額内訳			
現金 A	手形 B	相殺 C	期日確定 D
0	0	0	0
請求/控除 E			前月お支払金額等 F
0			0

F=A+B+C+D-E

下記銀行口座より引落しさせていただきます。お客様の情報保護のため口座番号は非表示としております。

銀行名/支店名		預金種目	****	口座番号	*****
口座名義人名/カタ	ナカザキミヨ				

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・中沢 公彦)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	通信費 携帯 (令和7年10月分)		
年 月 日	令和7年11月10日～令和 年 月 日	金 額	1,541円

目 的	政務活動を行うため携帯電話の使用料
使 途	10月請求分通信費
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 3,280 (基本料金) + 54 (通話料) + 3 (ユニバーサルサービス料) + 333 (消費税) = 3,670 3,670 (電話料金) + 2,495 (スマートフォン機器購入代) = 6,165	

案分の理由 政務活動、後援会活動、 私用で使用するため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,165円	1/4 %	1,541円



普通預金 (兼お借入明細) *差引残高欄の金額頭部の「-」はお借入残高を表します。

1

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	D 7-11-10		29,883 UFJAU PAYカード	
19				
20				
21				
22				
23				
24				

【ご説明】

- 証券類のご入金については、摘要欄に「他券とお支払ができる予定日」を表示いたします。なお、お支払可能時刻は、上記日付の午後となります。
(証券類の種類によって時刻は異なります)
- 摘要欄に「*A D*」、「*C D*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。



利用料金のご案内 CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

発行年月日 DATE OF ISSUE 2025年10月 5日

お知らせ INFORMATION 3-3-10-20

中澤公彦 様

00000 0013696 00001/00002
A3AFMA222X0006848#

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
●ご登録住所に変更はございませんか?
KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引越などご住所が変更となる際には、お早めに住所変更のお手続きをお願いいたします。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

Table with 2 columns: Item (e.g., ご利用年月, 振替日, ご利用料金) and Value (e.g., 2025年 9月, 29,883円).

Table with 2 columns: Service (e.g., au電話料, au機器代金) and Amount (e.g., 15,649円, 8,770円).

0013695 00002/00002 A3AFMA222X0006848

料金内訳書

<凡例> U: 税込料金、*: 免税料金等、#: 旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

中澤公彦 様

ご請求コード: 0520413412 | 発行日: 2025年10月 5日 | 1頁

Main table with 4 columns: 利用項目 (Usage Item), 金額(円) (Amount), 内訳(円) (Breakdown), 備考 (Remarks). Includes items like au電話料金, プラン利用料, 通話料, etc.

料金内訳書

<凡例> U:税込料金、*:免税料金等、#:旧税率計算対象料金

KDDI株式会社

中澤公彦 様

ご請求コード: [REDACTED]

発行日: 2025年10月 5日

2頁

3-3-10-20

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●UQモバイル電話料金			●合計 4,881円
ご利用番号 [REDACTED]	4,881		お客様コード [REDACTED]
<9月ご利用内訳>	4,881		ご利用月数は2025年10月で4ヶ月目です。
▼プラン利用料	3,480		
コミコミプランバリュー		3,480	
▼通話料/コミコミプランバリュー	54		
通話料		5,340	
SMS送信料		54	
コミコミプラン割引額		-5,340	
▼各種ダイヤルサービス通話料	10		0570ナビダイヤルなどの通話料です。
▼故障紛失サポート(ACS)/税込	979		
Apple製品保証/税込		770 U	(税抜価格700円)
Apple製品紛失補償/税込		209 U	(税抜価格190円)
▼ユニバーサルサービス料	3		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等相当額(1.0%)	354		10%消費税の課税対象額: 3,548円

●au PAY (auかんたん決済)利用料			●合計 330円
ご利用番号 [REDACTED]	0		
▼auかんたん決済利用料	0		
Pontaパス/税込		548 *	
Pontaパス割引/税込		-548 *	
ご利用番号 [REDACTED]	330		
▼auかんたん決済利用料(UQモバイル)	330		
Pontaパス/税込		548 *	
Pontaパス割引/税込		-548 *	
auサービス情報料/税込		330 *	

●紙請求書等発行手数料/支払手数料	230		●合計 253円
▼紙請求書発行手数料	230		
▼消費税等相当額(1.0%)	23		10%消費税の課税対象額: 230円

●総合計 29,883円

通話定額2または通話定額ライト2にご加入の場合、電話きほんパックの月額利用料が無料となります。

「auかんたん決済」は2025年6月より「au PAY (auかんたん決済)」に名称変更いたしました。

au電話番号別一覧

au電話番号ごとの各サービスの合計額を記載しております。
※Pontaパスなどのパス系サービスはau PAY (auかんたん決済)に含まれます。

au電話番号	au電話料金	au機器代金	au PAY (auかんたん決済)利用料	その他	合計
[REDACTED]	9,332	2,495	0		11,827
[REDACTED]		1,940			1,940
[REDACTED]	6,317	4,335			10,652
au電話以外の料金			330	5,134	5,464
合計	15,649	8,770	330	5,134	29,883



au PAY カード



ご請求額・ご利用明細

お支払月

2025年11月



お支払日	2025/11/10
当月ご請求額	29,883円

お支払方法の変更はこちら

10/22 現在

金融機関名	
支店名	

ご利用明細

お支払方法別の状況

通常払いご利用明細

au 電話利用料

2025/10/10

24,672円



UQmobileご利用料金

3ヶ月おトク! au PAY 残高がもらえる!

おトク! ご入金だけじゃなく!	おトク! 初回ご利用!
1,000円 (不課税) 相当	10,000円 (不課税) 相当

au PAY スマートローン まだまだ おトク!

計:

3-3-10-2/



普通預金 (兼お借入明細)

*差引残高欄の金額頭部の「-」はお借入残高を表します。

1

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	D 7-11-12		1,309	DF.TOKAI TNC
22				
23				
24				

【ご説明】

- 証券類のご入金については、摘要欄に「他券とお支払ができる予定日」を表示いたします。なお、お支払可能時刻は、上記日付の午後となります。
(証券類の種類によって時刻は異なります)
- 摘要欄に「*A D*」、「*C D*」等の「* *」のついた取引については再記帳いたします。



藍山反射標

435-0052
静岡県浜松市中央区天王町1505-1



3-3-10-2/

中沢きみひご事務所
[Redacted]

TOKAIネットワーククラブ事務局
電話番号：0120-696927 (通話料無料)
平日：10時～19時 土日祝：10時～18時

ご請求月 2025年10月請求分
ユーザID [Redacted]
お支払方法 口座振替
金融機関 [Redacted]
口座番号 [Redacted]
振替予定日 2025年11月12日
お支払い状況 お支払い確認中です
ご請求額 1,309円

ご利用品目	対象期間	単価	数量	税抜金額	税区分
株式会社TOKAIコミュニケーションズ					
フレッツ・光バリュー対応ファミリー 基本料金 9月	2025/09/01～2025/09/30	1,400	1	1,400	10%
らくらく割引サービス 9月	2025/09/01～2025/09/30	-210	1	-210	10%

10%対象計	1,190円	消費税	119円	税込合計	1,309円

				ご請求額	1,309円